

福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の除染に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年八月二十六日

参議院議長 西岡武夫 殿

川田龍平



福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の除染に関する質問主意書

福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の除染に関し、以下質問する。

一 国は放射能汚染の除染に関する予算をどのような経路で執行しているか。詳細に答弁されたい。

二 一において、日本原子力研究開発機構を介して予算を執行しているとすれば、なぜ、このような対応をとるのか。

三 一に関し、国から直接地方自治体へ資金を渡していないとすればその理由は何か。

四 一～三に関し、放射能汚染の除染に関する予算については直接地方自治体へ資金を渡すべきではないか、見解如何。

右質問する。

